令和六年厚生労働省令第六号 社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する

条の三十第二項及び第三項並びに第三十六条の三十六の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十六

流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。 (経理原則)

第一条 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。) は、感染症の予防及び感染症の 態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実行初期医療確保措置関係業務(以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。)に係る財政状患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第三十六条の二十五第一項に規定する流 に基づいて経理しなければならない。 2

第二条 法第三十六条の二十八の特別の会計(次条及び第十五条第一号において「流行初期医療確 においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。保措置特別会計」という。)においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定 4

(勘定区分)

第三条 流行初期医療確保措置特別会計の予算は、予算総則及び収入支出予算とする

第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、 規定を設けるものとする。 (予算総則) 次に掲げる事項に関する

第八条第二項の経費の指定

第九条第一項ただし書の経費の

法第三十六条の三十二第一項の規定による長期借入金の借入れの限度

(収入支出予算) その他予算の実施に関し必要な事項

(予算の添付書類)

第五条 収入支出予算は、 のとする。 収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するも

第六条 支払基金は、法第三十六条の二十九前段の規定により予算について認可を受けようとする

ときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 その他当該予算の参考となる書類

ない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該は、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければなら 変更後の書類を添付しなければならない。 支払基金は、法第三十六条の二十九後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするとき

第七条 支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、 算に予備費を設けることができる。 収入支出予

支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、 支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない 金額及び積算の基

礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。 (予算の流用)

第八条 支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。 各項の間において理事会の議決を経て、 ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた 相互流用することができる。

- 2 ば、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。 支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなけ れ
- 3 礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、 金額及び積算の基

(予算の繰越し)

第九条 支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度 ない。 予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければなら 内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、

ければならない。 に、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しな 支払基金は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末まで

越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 支払基金は、第一項の規定による繰越しをしたときは、 翌事業年度の五月三十一日までに、 繰

3

載しなければならない。 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、 かつ、 これに次に掲げる事項を記

繰越しに係る経費の支出予算現額

前号の経費の支出予算現額のうち支出決定済

第一号の経費の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越

第一号の経費の支出予算現額のうち不用

兀

(事業計画及び資金計画)

第十条 法第三十六条の二十九の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければ ならない。

二号に規定する流行初期医療確保交付金の交付に関する事項 法第三十六条の二十五第一項第一号に規定する流行初期医療確保拠出金等の徴収及び同項第

二 その他必要な事項

2 法第三十六条の二十九の資金計画には、 次に掲げる事項についての計画を記載しなければなら

資金の調達方法

その他必要な事項

3 出しなければならない。 けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提支払基金は、法第三十六条の二十九後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受

(収入支出等の報告)

の公表が行われた日の属する月から当該感染症に係る流行初期医療確保措置関係業務が完了した第十一条 支払基金は、法第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等 と認められる月までの間、毎月、 を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。 (事業報告書) 収入及び支出については第五条に規定する区分に従いその金額

第十二条 法第三十六条の三十第二項の事業報告書には、 次に掲げる事項を記載しなければならな

医療確保措置関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省であ 法律が社会保険診療報酬支払基金法 事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、 (昭和二十三年法律第百二十九号)である旨及び流行初期 沿革、支払基金の設立の根拠となる

二 役員の定数並びに各役員の氏名、 役職、 任期及び経歴

三 その事業年度及び過去三事業年度以上の事業の実施状況(第十条第一項の事業計画及び同条 内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係 み、国から補助金等の交付を受けているときはその名称、受入れに係る目的及び金額を含む。) 本財産に相当するものを含む。第十五条第二号において同じ。)を有するときはその額、事業 第二号において「関連一般社団法人等」という。)の名称、事務所の所在地及び基本財産(基 決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの(次号及び第十五条 って、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る 関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体(会社を除く。)であ び金額を含み、財政投融資資金を受け入れているときはその受入れに係る目的及び金額を含 第二項の資金計画の実施の結果を含み、借入金があるときはその借入先、借入れに係る目的及 流行初期医療確保措置関係業務の一部の委託を受け、又は流行初期医療確保措置関係業務に

支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要(当該関係を示す系統図を含む。)

支払基金が対処すべき課題(流行初期医療確保措置関係業務に係るものに限る。)

(決算報告書)

(収入支出決算書)

2 前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果第十三条 法第三十六条の三十第二項の決算報告書は、収入支出決算書とする。 を記載しなければならない。

第十四条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これ

次に掲げる収入に関する事項

に次に掲げる事項を記載しなければならない

収入予算額

収入決定済額

収入予算額と収入決定済額との差額

次に掲げる支出に関する事項

支出予算額

前事業年度からの繰越額

予備費の使用の金額及びその理由

流用の金額及びその理由

支出予算現額

支出決定済額

翌事業年度への繰越額

不用額

(附属明細書)

第十五条 法第三十六条の三十第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならな

次に掲げる主な資産及び負債の明細

ごとの事業年度当初及び事業年度末における借入残高を含む。) 長期借入金の明細(借入先(財政投融資資金による借入れの有無を含む。)並びに借入先 2

おける状況を含む。) 引当金及び準備金の明細(引当金及び準備金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末に 3

固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

おいて、支払基金及び子会社又は子会社が議決権の過半数を実質的に所有している他の会社 会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下 は、支払基金の子会社とみなす。以下この号において同じ。)及び支払基金(支払基金が子 を実質的に所有し、かつ、支払基金が人事、資金、技術、 子会社(支払基金が議決権の過半数を実質的に所有している他の会社をいう。この場合に 取引等の関係を通じて財務及び事

> 株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状 という。)の株式であって支払基金が保有するもの(流行初期医療確保措置特別会計におい 業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社(以下この号において「関連会社」 況を含む。) て計上されるものに限る。)の明細(子会社及び関連会社の名称及び一株の金額並びに所有

計において計上されるものに限る。) の明細 ニに掲げるもののほか、支払基金が行う出資に係る出資金 (流行初期医療確保措置特別会

子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細

金、短期借入金、未決算勘定その他の主な資産及び負債の明細 イからへまでに掲げるもののほか、現金及び預金、受取手形、 売掛金、 支払手形、

次に掲げる主な費用及び収益の明細

関連科目との関係を含む。) 金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている 国からの補助金等の明細(当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助

役員及び職員の給与費の明細

法人ごとの出えん額 関連一般社団法人等に対し基本財産への出えんその他の出えんを行っているときは、

ニーイ及びハに掲げるもののほか、 られる費用及び収益の明細 流行初期医療確保措置関係業務の特性を踏まえ重要と認め

閲覧期間)

第十六条 法第三十六条の三十第三項の厚生労働省令で定める期間は、 (借入金の認可) 五年間とする

第十七条 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に要する経費に充てるため、法第三十六条 き、又は同条第三項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、 の三十二第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとすると 次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 借入れを必要とする理由

借入金の額

兀 借入先

借入金の利率

借入金の償還方法及び期限

五.

利息の支払の方法及び期限

その他必要な事項

(会計規程)

第十八条 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に 定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣

して、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。 支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、 その理由及び内容を明らかに

この省令は、 令和六年四月一日から施行する